

# 指定に関する届出と、 給水装置工事における違反而行行為について



静岡市上下水道局 上下水道総務課

# 本日の内容

- I 指定事項に関する届出について
- II 給水装置工事における違反行為について

# I 指定事項に関する届出について

## 1. 事業を廃止・休止・再開する場合

**指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書  
を提出してください。**

**注意** 次の場合は指定を続けられません。

- ・主任技術者が1人もいない
  - ・国交省の定める機械器具がない など
- ⇒すぐに上下水道局まで連絡して下さい。

# I 指定事項に関する届出について

## 2. 指定事項に変更が生じた場合

30日以内に

**指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書**  
を提出してください。

- (1) 氏名または名称の変更
- (2) 住所の変更
- (3) 法人の代表者の変更
- (4) 法人の役員の変更

# I 指定事項に関する届出について

## 3. 主任技術者を選任・解任する場合

速やかに

**指定給水装置工事主任技術者選任・解任届出書  
を提出してください。**

選任するときは、  
給水装置工事主任技術者免状の写しも  
あわせて提出してください。

# I 指定事項に関する届出について

## 4. 指定の更新について

指定の有効期間は**5年**です。

引き続き指定を受ける場合は、更新手続きが必要です。

ここを確認してください



様式第15号（第22条開設）  
第9575号

静岡市上下水道局  
指定給水装置工事事業者証

住 所 又 は 静岡市葵区七間町〇〇番地の〇  
所 在 地

氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇  
及 び 代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇

有 効 期 限 令和3年4月4日

上記の者を静岡市水道事業給水条例第5条第1項（静岡市南長水道条例第3条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、静岡市上下水道局指定給水装置工事事業者に指定する。

令和3年4月5日

静岡市公営企業管理者

# I 指定事項に関する届出について

## 4. 指定の更新について

【令和8年度対象事業者】※3月頃通知予定

有効期限

令和8年7月1日から令和9年6月30日  
までの事業者

【申請受付期間（予定）】

令和8年6月1日（月）～令和8年7月31日（金）

（注意）更新手続きの方法や、書類の提出時期については、水道事業者ごとに異なります。

# I 指定事項に関する届出について

## 5.オンライン申請について

### ①申請フォームに必要項目を入力し申請する方法

Q5. 選任・解任する主任技術者について 必須

※最大10名分申請できます。 必須

選任・解任の別 必須	氏名 必須	フリガナ 必須	給水装置工事主任技術者免状の交付番号 必須	選任・解任の日付（例） 20250401	削除
選任	× 静岡 太郎	シズオカタロウ	9999999	20250128	

+ 行を追加

Q6. 選任する主任技術者の給水装置工事主任技術者免状の写し（または給水装置工事主任技術者の写し）を添付してください。

※複数人分をまとめて1つのファイル等で提出していただいてもかまいません。

PDFやword形式で添付しますか？

はい  
 いいえ

ファイルを添付してください。

📎 \_\_\_\_\_

# I 指定事項に関する届出について

## 5.オンライン申請について

### ②ご自身で作成した書類を申請フォームに添付する方法

□ 入力フォーム

1 入力1 2 入力2 3 入力3 4 確認 5 完了

Q7. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書を添付してください。 必須

📎 【給】変更届出書.doc (15.4 kB)   ×

[アップロードされたファイル](#)

Q8. 誓約書を添付してください。

📎 【給】誓約書.doc (12.8 kB)   ×

[アップロードされたファイル](#)

Q9. 定款の写しを添付してください。

📎 定款の写し.pdf (468.0 kB)   ×

[アップロードされたファイル](#)

申請書等をPDFや  
wordファイルで  
送ることができます。

# I 指定事項に関する届出について

## 6. 様式ダウンロードについて

静岡市ホームページからダウンロードできます。

くらし・手続き ▶ 住まい・上下水道 ▶ 上下水道  
▶ 申請・手続き▶ 指定給水装置工事事業者に関する各種届出

URL:<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9872/s012223.html>

【QRコード】



## II 給水装置工事における違反行為について

### 1. 違反行為について

- ・給水工事申込書を提出せずに工事を施工した
- ・工事完了後、検査を受けなかった
- ・指定工事店として自己の名義を他の業者に貸した



水道法第25条の3第1項第3号ホ

「その業務に関し**不正又は不誠実な行為**をする  
おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」  
に該当



**処分の対象となります。**

## II 給水装置工事における違反行為について

### 2. 違反行為に対する処分

処分の対象となる行為があった場合



- ・指定の**取消し**
- ・指定の**効力の停止**(1月間～6月間)

## II 給水装置工事における違反行為について

### 3. 指定の取消または指定の効力の停止が決定した場合

◎処分を受けたことが**公表**されます。

(静岡市掲示板等)

○給水装置工事ができません。

新規工事はもちろん、申請途中の工事であっても  
進めることはできません。

○取消処分を受けてから**2年間**は新規の指定を  
受けられません。(欠格期間)

# 【お問い合わせ】

## 指定に関する届け出について

上下水道総務課 総務係

静岡市葵区七間町15番地の1 上下水道局庁舎6階

電話 054（270）9121

ホームページ 静岡市上下水道総務課

検索



## 給水装置工事に関する書類の提出及びお問い合わせ

葵区、駿河区で施工する場合は

水道建設・維持課 給水装置係

静岡市葵区七間町15番地の1

上下水道局庁舎4階

電話 054（270）9135

清水区で施工する場合は

水道事務所 給水装置係

静岡市清水区旭町6番8号

清水庁舎6階

電話 054（354）2745